

広島県告示第四百二十二号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十年四月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地
県立瀬戸田病院	尾道市瀬戸田町中野四〇〇